		十四	十五	十六
申の登録及び同条の前の登録を録に係る次に掲げる事項 (1)　漁港水面施設運営権の水域 (2)　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録	死亡又は解散による登録の抹消	民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権の担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録
		当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額		イ　抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録（令第四十条第一項各号に掲げる登録事項を除く。） ロ　根抵当権にあっては、令第四十条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録（同一の一設定の登録をした二以上の債権又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の処分の登録を申請するときは、当該申請に係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る事項を除く。）に変更があった場合には、当該共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号） (1)　漁港水面施設運営権の水域
		登録原因を証する書面	令第四十二条の規定により登録権利者が単独で申請する場合における登録権利者の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の解散を証するに準ずるものを含む。）　登録原因を証する書面	

				十七
				民法第三百九十三条の規定による代位の登録
(2)　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3)　順位事項 二　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ホ　権利者の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定の登録又は漁港水面施設運営権の二以上の根抵当権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権又は二以上の債権の担保として他の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の登録を分割して申請するときは、当該申請に係る前の登録及び同条の前の登録に掲げる事項 (1)　漁港水面施設運営権の水域 (2)　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号				イ　先順位の抵当権者が弁済を受けた漁港水面施設運営権、当該漁港水面施設運営権の代価及び当該弁済を受けた額 ロ　抵当権（根抵当権にあっては、令第四十条第一項各号に掲げる登録事項を除く。）の登録 ハ　根抵当権の登録にあっては、令第四十条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項
				登録原因を証する書面